

議 長 日程第1、議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月13日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和7年9月9日から令和8年3月13日の間に、役場4階大会議室において委員会を13回開催し、令和7年第3回議会定例会において付託された議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で、別紙のとおり、原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。子育て健康課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受けるとともに、幅広く意見を伺う必要があることから、障害者福祉及び子育てに関係する4名の参考人を招致し意見聴取しました。審査の結果、松田町子ども・子育て応援宣言の実現に向けた施策を総合的に推進するために必要な条例であると判断をいたしました。

別紙を御覧ください。

議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例に対する修正案」。

議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例」の一部を次のように修正する。前文中、「たくましい」を削除する。第6条第1項中、「健やかに」を「自分らしく」に修正する。第7条第2項中、「心身ともに健やかに」を削除する。第9条中、「自分の身は自分で守る等、」を削除する。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

3 番 吉 田 この条例は子ども・子育て会議の答申を受けたものと聞いております。その会議は2回の書面会議だったということですが、それでよろしいでしょうか。

産業厚生常任委員長 2回ともですね、書面で行われたということでございます。

議 長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

じゃあ、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はございますか。ごめんなさい。まず、原案に賛成の立場の討論はございますか。

次に、原案及び修正案に反対の立場の討論はございますか。

3 番 吉 田 私は、産業厚生常任委員会令和7年議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例」の審査報告について、反対の立場で討論に参加します。

私は、産業厚生常任委員会の本条例の審査にほぼ出席し、傍聴させていただきました。そこでは、数日、数十時間にわたり、大変慎重に一字一句を丁寧に審査されていたことに敬意を表します。

さて、松田町子ども・子育て応援条例は、子供を囲む関係者が子供・子育て支援に一層力を注ぎ、子供たちの笑顔があふれ子育ての喜びを感じるまち、地域全体で子供・子育てを支えるまちを目指した松田町子育て応援宣言の実現に向けた理念を持つことには私は賛同いたします。しかし、町、保護者、地域住民、学び育ちの施設等関係者及び事業者に向けたこの条例に、第9条のこどもの役割という子供の義務条項が記されていることに違和感を持ちます。

また、修正はされましたが、この条文中の心身等に強さ、たくましさを期待する文言の使用については、この条例が子供への寄り添い方を示すものであることから、子供への期待は慎重であるべきです。

さらに、この条例は議会上程前に子ども・子育て会議の答申を受けたと報告

がありましたが、それは2回の書面会議ということです。そこに産業厚生常任委員会が審査に苦勞した原因があります。いま一度、子ども・子育て会議で丁寧に検討していただくことがよいと考え、委員会報告について反対討論とさせていただきます。

議 長 次に、修正案に賛成の立場の討論はございますか。

7 番 平 野 私は、議案第38号「松田町子ども・子育て応援条例」について、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

昨年9月議会で上程されたこの条例案について、産業厚生常任委員会では、先ほどの委員長報告のとおり13回もの審議を重ねてまいりました。途中、委員会メンバーの入替えも挟んでの継続審査となったことは異例とも言えます。このようなタイミングでの上程は、議会に暗に簡単な審査を期待するものであり、この件については以後注意していただきたいと思えます。

また、この条例案は、先ほど吉田議員もおっしゃっていたとおり、子ども・子育て会議の答申により作成されたものですが、会議が2回、書面で済まされたということは大変遺憾に思います。

こうした経緯がありながらも、当委員会では上程された条例案を、松田町子ども・子育て応援宣言の趣旨にのっとり、また、まちのチルドレンファーストの施策を力強く支えるものとして受け止め、よりよいものとするため何度も議論をしてまいりました。今この条例をつくる意義を思えば、昨今、子供を取り巻くいろいろな課題を意識した包摂的な考えを取り入れるべきではないかという議論となり、そういった分野に詳しい方々のお考えを聞くということになりました。障害者福祉や子育て関係の団体の方々4人を参考人として呼び出したのはそのためです。最終的には、原案をできるだけ尊重しながらも、包摂的な観点を加味して別紙のとおり4か所の修正とさせていただきます。

9条のこどもの役割については子ども・子育て会議の御意向で加えられた条文とのことでしたが、子供自身が自分だけではなくほかの人の命も大切にすることをうたっているため必然性があると判断いたしました。包摂的な視点にそぐわない「自分の身は自分で守る」という文言は削除させていただきました。

以上が私からの修正案賛成の討論とさせていただきます。皆様もぜひこの修正案に御賛同をいただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

議

長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を打ち切り、採決を行います。

採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決します。

まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。